

## 公表基準等の解説

# 実務対応報告公開草案第 53 号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い（案）」の解説

ASBJ 専門研究員 はしもと ひろふみ  
橋本 浩史

## I. はじめに

企業会計基準委員会（ASBJ）は、平成 29 年 12 月 6 日に、実務対応報告公開草案第 53 号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い（案）」（以下「本公開草案」という。）を公表した（コメント期限は平成 30 年 2 月 6 日であった。）<sup>1</sup>。本稿では、本公開草案の概要を紹介する。なお、文中の意見にわたる部分は、筆者の私見であることをあらかじめ申し添える。

## II. 公表の経緯

平成 28 年に公布された「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 62 号）により、「資金決済に関する法律」（平成 21 年法律第 59 号。以下「資金決済法」という。）が改正された。本改正では、資金決済法において仮想通貨が定義された上で、仮想通貨交換業者（資金決済法第 2 条第 8 項に規定する仮想通貨交換業者をいう。以下同じ。）に対して登録制が新たに導入され、平成 29 年 4 月 1 日の属する事業年度の翌事業年度より、仮想通貨交換業

者に対しては、その財務諸表の内容について公認会計士又は監査法人による財務諸表監査が義務づけられている（資金決済法第 63 条の 14 第 3 項）。

これを受けて、平成 29 年 3 月に開催された第 357 回企業会計基準委員会において、基準諮問会議より、仮想通貨交換業者に対する財務諸表監査制度の円滑な運用の観点及び仮想通貨に係る会計処理が明確にされない場合には多様な会計実務が形成される可能性がある点を踏まえ、仮想通貨に係る会計上の取扱いについて早急に検討を行うことが提言された。この提言を受けて、ASBJ では平成 29 年 4 月より仮想通貨に係る会計上の取扱いに関する検討を開始し、平成 29 年 12 月に本公開草案を公表している。

なお、本公開草案では、仮想通貨に関連するビジネスが初期段階にあり、現時点では今後の進展を予測することは難しいことや仮想通貨の私法上の位置づけが明らかではないことを踏まえ、当面必要と考えられる最小限の項目に関する会計上の取扱いのみを定めている。

1 本公開草案の全文については、ASBJ のウェブサイト（[https://www.asb.or.jp/jp/accounting\\_standards/exposure\\_draft/y2017/2017-1206.html](https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/exposure_draft/y2017/2017-1206.html)）を参照のこと。

### Ⅲ. 本公開草案の概要

#### 1. 本公開草案の適用範囲

前述のとおり、仮想通貨交換業者に対する財務諸表監査制度の円滑な運用が仮想通貨に係る会計上の取扱いに関する検討を開始する契機であったこと、及び本公開草案での適用範囲を明確にすることから、本公開草案では、その適用範囲を資金決済法上のすべての仮想通貨とすることとしている（本公開草案第3項）。

#### 2. 仮想通貨交換業者又は仮想通貨利用者が保有する仮想通貨の会計処理

##### (1) 仮想通貨の会計上の資産性の有無

我が国における会計基準では、多くの場合、法律上の権利を会計上の資産として取り扱っているが、必ずしも法律上の権利に該当することが会計上の資産に該当するための要件とはされていない。

この点、仮想通貨は、法律上の権利に該当するかどうかは明らかではないが、売買・換金を通じて資金の獲得に貢献する場合も考えられることから、本公開草案では仮想通貨を会計上の資産として取り扱い得るとしている（本公開草案第26項）。

##### (2) 既存の会計基準との関係

仮想通貨については、直接的に参照可能な既存の会計基準は存在しないことから、本公開草案では、仮想通貨に関する会計処理について既存の会計基準を適用せず、仮想通貨独自のものとして新たに会計処理を定めることとしている（本公開草案第32項）。

##### (3) 期末における仮想通貨の評価に関する会計処理

仮想通貨交換業者又は仮想通貨利用者（仮想

通貨を利用する企業のうち、仮想通貨交換業者以外の者をいう。以下同じ。）が保有する仮想通貨（仮想通貨交換業者が預託者から預かった仮想通貨を除く。以下同じ。）について、本公開草案では、期末における評価に関する会計処理を以下のとおり提案している。

▶ 保有する仮想通貨に活発な市場が存在する場合、市場価格に基づく価額をもって当該仮想通貨の貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額は当期の損益として処理する（本公開草案第5項）。

▶ 保有する仮想通貨に活発な市場が存在しない場合、取得原価をもって貸借対照表価額とする。期末における処分見込価額（ゼロ又は備忘価額を含む。）が取得原価を下回る場合には、当該処分見込価額をもって貸借対照表価額とし、取得原価と当該処分見込価額との差額は当期の損失として処理する（本公開草案第6項）。

▶ 前期以前において、仮想通貨の取得原価と処分見込価額との差額を損失として処理した場合、当該損失処理額について、当期に戻入れを行わない（本公開草案第7項）。

本公開草案では、期末における仮想通貨の評価に関する会計処理を検討するにあたっては、これまでの我が国の会計基準における評価基準に関する考え方を参考に、資産の保有目的や活発な市場の有無の観点から基本的な考え方を整理している。

これまでの我が国の会計基準では、資産の保有目的について、売買目的有価証券やトレーディング目的で保有する棚卸資産など時価の変動により利益を得ることを目的として保有する資産については時価で評価することが適当とされており、通常の販売目的で保有する棚卸資産や製造設備など時価の変動ではなく事業活動を通じた資金の獲得を目的として保有する資産については取得原価で評価することが適当とされ

ている。

ここで、活発な市場が存在する仮想通貨は、主に時価の変動により売却利益を得ることや決済手段として利用すること、仮想通貨交換業者が業務の一環として仮想通貨販売所を営むために仮想通貨を一時的に保有することを目的として保有されることが現時点において想定される。このため、活発な市場が存在する仮想通貨は、いずれも仮想通貨の時価の変動により保有者が価格変動リスクを負うものであり、時価の変動により利益を得ることを目的として保有するものに分類することが適当と考えられる。

一方、活発な市場が存在しない仮想通貨は、時価を客観的に把握することが困難であることが多く、また、時価により直ちに売買・換金を行うことに事業遂行上等の制約があることから、時価の変動を企業活動の成果とは捉えないことが適当と考えられる。

以上より、仮想通貨の評価基準については、資産の保有目的や活発な市場の有無の観点に基づいて区分し、活発な市場が存在する仮想通貨については市場価格に基づく価額をもって貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額は当期の損益として処理することとし、活発な市場が存在しない仮想通貨については取得原価をもって貸借対照表価額とすることとしている。

また、我が国の会計基準においては、取得原価をもって貸借対照表価額とする資産の収益性が低下した場合、取得原価基準の下で回収可能性を反映させるように、過大な帳簿価額を減額し、将来に損失を繰り延べないために回収可能価額まで帳簿価額を切り下げる会計処理が行われている。この点を踏まえると、活発な市場が存在しない仮想通貨についても、売買・換金に

よって資金の回収を図ることが想定されるため、評価時点における資金回収額を示す正味売却価額（時価から処分見込費用を控除して算定される金額をいう。以下同じ。）がその帳簿価額を下回っているときには、収益性が低下していると考え、帳簿価額の切下げを行うことが適当であると考えられる。ここで、活発な市場が存在しない仮想通貨は、市場価格がなく、客観的な価額としての時価を把握することが困難な場合が多いと想定されることから、一般的に時価を基礎とした正味売却価額を見積ることは困難であると考えられるため、処分見込価額<sup>2</sup>まで帳簿価額を切り下げることとしている。

なお、前期以前に行った資産の帳簿価額の切下げの会計処理については、切放し法（前期以前に計上した損失処理額の戻入れを、当期に行わない方法をいう。）と洗替え法（前期以前に計上した損失処理額の戻入れを、当期に行う方法をいう。）の2つの方法があるが、活発な市場が存在しない仮想通貨の場合、その取引形態や価格形成の仕組みが現状において明らかではないことから、期末日における処分を前提として処分見込価額まで簿価を切り下げた後には、保守的に切放し法のみを認めることとしている。

#### (4) 活発な市場の判断規準

本公開草案では、活発な市場が存在する場合は、仮想通貨交換業者又は仮想通貨利用者の保有する仮想通貨について、継続的に価格情報が提供される程度に仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所において十分な数量及び頻度で取引が行われている場合をいうものとしている（本公開草案第8項）。

2 具体的な処分見込価額の算定にあたっては、期末日における処分を前提として、第三者によりその価値を保証されていること等により資金の回収が確実に見込まれる価額を見積ることになり、資金の回収が確実に見込まれる価額を見積ることが困難な場合にはゼロ又は備忘価額を処分見込価額とすることになると考えられるとしている（本公開草案第42項）。

**(5) 活発な市場が存在する仮想通貨の市場価格**

本公開草案では、仮想通貨交換業者及び仮想通貨利用者、保有している活発な市場が存在する仮想通貨の期末評価において、市場価格として仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所で取引の対象とされている仮想通貨の取引価格を用いるときは、保有する仮想通貨の種類ごとに、通常使用する自己の取引実績の最も大きい仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所における取引価格（取引価格がない場合には、仮想通貨取引所の気配値又は仮想通貨販売所が提示する価格）を用いることとしている（本公開草案第9項）。

なお、仮想通貨交換業者において、通常使用する自己の取引実績の最も大きい仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所が自己の運営する仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所である場合、当該仮想通貨交換業者は、自己の運営する仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所における取引価格等（取引価格、仮想通貨取引所の気配値及び仮想通貨販売所が提示する価格をいう。）が「公正な評価額」を示している市場価格であるときに限り、時価として期末評価に用いることができることとしている（本公開草案第10項）。

**(6) 仮想通貨の取引に係る活発な市場の判断の変更時の取扱い**

本公開草案では、活発な市場が存在する仮想通貨が、その後、活発な市場が存在しない仮想通貨となった場合、活発な市場が存在しない仮想通貨となる前に最後に観察された市場価格に基づく価額をもって取得原価とし、評価差額は当期の損益として処理することとし、活発な市場が存在しない仮想通貨となった後の期末評価は、活発な市場が存在しない仮想通貨として行うこととしている（本公開草案第11項）。

また、活発な市場が存在しない仮想通貨が、その後、活発な市場が存在する仮想通貨となった場合、その後の期末評価は、活発な市場が存

在する仮想通貨として行うこととしている（本公開草案第12項）。

**(7) 仮想通貨の売却損益の認識時点**

仮想通貨の売買取引については、売買の合意が行われた後において、取引情報がネットワーク上の有高として記録されるプロセス等は仮想通貨の種類や仮想通貨交換業者により様々であるものの、通常、売手は売買の合意が成立した時点で売却した仮想通貨の価格変動リスク等に実質的に晒されておらず、売却損益は確定していると考えられる。

そのため、本公開草案では、売却損益の認識時点として売買の合意が成立した時点とする判断基準を示すことにより、確定した売却損益を財務諸表に反映させることができ、かつ、仮想通貨の売却損益の認識時点に関する判断の実務上の多様性も抑えられると考えられることから、仮想通貨の売却損益の認識時点を売買の合意が成立した時点とする方法を採用することとしている（本公開草案第13項）。

**3. 仮想通貨交換業者が預託者から預かった仮想通貨の会計処理****(1) 預かった仮想通貨に係る資産及び負債の認識**

仮想通貨交換業者は、預託者との預託の合意に基づき、例えば、仮想通貨交換業者が預託者に保有する仮想通貨を売却した後に預託者の仮想通貨を預かることや仮想通貨交換業者が預託者から仮想通貨の送付を受けることにより、仮想通貨の預託を受けることがある。

前述のような仮想通貨交換業者が預託者との預託の合意に基づいて預かった仮想通貨は、自己が保有する仮想通貨と明確に区分し、かつ、預かった仮想通貨についてどの預託者から預かった仮想通貨であるかが直ちに判別できる状態（各預託者の仮想通貨の数量が帳簿により直



ちに判別できる状態を含む。)で管理することが「仮想通貨交換業者に関する内閣府令」(平成29年内閣府令第7号)において求められているものの、仮想通貨の私法上の位置づけが明確ではない中で、一般に仮想通貨自体には現金と同様に個別性がなく、預かった仮想通貨については仮想通貨交換業者が処分に必要な暗号鍵等を保管することから、仮想通貨交換業者は預託者から預かった仮想通貨を自己の保有する仮想通貨と同様に処分することができる状況にある。また、預かり資産として預託者の仮想通貨を受け入れた場合に、仮想通貨交換業者が破産手続の開始決定を受けたときには、現時点においては、仮想通貨交換業者の破産財団に組み込まれた預託者の仮想通貨について預託者の所有権に基づく取戻権は認められていないといわれている。

本公開草案では、これらの状況を踏まえ、自己が保有する仮想通貨との同質性を重視し、現金の預託を受ける場合と同様に、仮想通貨交換業者は預託者との預託の合意に基づいて預かった時において、その時点の時価により資産として計上することとしている。

また、仮想通貨交換業者は、同時に、預託者に対する返還義務を負債として認識し、当該負債の当初認識時の帳簿価額は、預かった仮想通貨に係る資産の帳簿価額と同額とすることとしている(本公開草案第14項)。

## (2) 預かった仮想通貨に係る期末の資産の評価及び負債の貸借対照表価額

本公開草案では、仮想通貨交換業者が預託者から預かった仮想通貨に係る資産の期末の帳簿価額について、仮想通貨交換業者が保有する同一種類の仮想通貨から簿価分離した上で、活発な市場が存在する仮想通貨と活発な市場が存在しない仮想通貨の分類に応じて、仮想通貨交換業者の保有する仮想通貨と同様の方法により評

価を行うこととしている。

また、本公開草案では、仮想通貨交換業者が預託者への返還義務として計上した負債の期末の貸借対照表価額を、対応する預かった仮想通貨に係る資産の期末の貸借対照表価額と同額とし、預託者から預かった仮想通貨に係る資産及び負債の期末評価からは損益を計上しないこととしている(本公開草案第15項)。

## 4. 開示

### (1) 表示

本公開草案では、仮想通貨交換業者又は仮想通貨利用者が仮想通貨の売却取引を行う場合、当該仮想通貨の売却取引に係る売却収入から売却原価を控除して算定した純額を損益計算書に表示することとしている(本公開草案第16項)。

### (2) 注記事項

本公開草案では、仮想通貨交換業者、仮想通貨利用者のそれぞれに対し、次頁の【図表】に示した注記事項が提案されている。ただし、仮想通貨交換業者は、仮想通貨交換業者の期末日において保有する仮想通貨の貸借対照表価額の合計額及び預託者から預かっている仮想通貨の貸借対照表価額の合計額を合算した額が資産総額に比して重要でない場合に注記を省略することができるとし、仮想通貨利用者は、仮想通貨利用者の期末日において保有する仮想通貨の貸借対照表価額の合計額が資産総額に比して重要でない場合に注記を省略することができるとしている(本公開草案第17項)。

## 5. 適用時期

本実務対応報告は、平成30年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用することとしている。

また、本実務対応報告を速やかに適用するこ

【図表】注記事項（本公開草案第 17 項）

	仮想通貨 交換業者	仮想通貨 利用者
① 期末日において保有する仮想通貨の貸借対照表価額の合計額	○	○
② 預託者から預かっている仮想通貨の貸借対照表価額の合計額	○	—
③ 期末日において保有する仮想通貨について、活発な市場が存在する仮想通貨と活発な市場が存在しない仮想通貨の別に、仮想通貨の種類ごとの保有数量及び貸借対照表価額	○	○

○：注記事項

とへのニーズが想定されることから、本実務対応報告を公表日以後終了する事業年度及び四半期会計期間から早期適用することも認めることとしている（本公開草案第 18 項）。

#### IV. おわりに

平成 30 年 2 月現在、ASBJ では、本公開草案に寄せられたコメントを参考に、最終基準の取りまとめに向けた検討を行っている。引き続き、関係者のご理解とご協力をお願いしたい。